

車両積載区域の通風閉鎖装置へのアクセスに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

車両積載区域の通風閉鎖装置へのアクセスに関する事項

改正理由

車両積載区域の通風装置は、気象及び海象を考慮して火災発生の際に迅速に閉鎖できることが SOLAS 条約第 II-2 章第 20 規則 3.1.4.1 に規定されている。

一方、手すり等がなく悪天候の中容易に辿り着けない場所に通風閉鎖装置が設置されている場合があることから、IACS は、乗組員の安全を考慮し通風閉鎖装置へのアクセスに関する要件を明確にする IACS 統一解釈 SC243 を 2011 年 3 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC243 に基づき関連規則を改めた。

改正内容

車両積載区域の通風閉鎖装置へのアクセスに対する要件を規定した。